

規制の事前評価書

1 規制の名称

児童に係る異性交際の誘引の禁止の拡充

2 担当部局

警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課

3 評価実施時期

平成20年2月

4 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の目的

インターネット異性紹介事業^{*1}に関係した事件の被害児童数は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「現行法」という。）の施行前である平成14年以降、一貫して1,000人を超えている。

平成15年の現行法施行後、いったん減少していた被害児童数は、平成18年に再び増加に転じ、平成19年上半期も前年同期とほぼ同水準で推移しており、児童の被害は深刻な状況にある。

こうした現状にかんがみ、現行法を改正し、児童に係る異性交際の誘引の禁止対象を拡充し、インターネット異性紹介事業の利用に起因した児童の犯罪被害防止を図る。

(2) 規制の内容

インターネット異性紹介事業を利用して行う児童に係る異性交際の誘引行為のうち、性交等及び対償を伴わないものについても禁止する（罰則はなし。なお、現行法で、性交等又は対償を伴うものについては既に罰則付きで禁止されている。）。

(3) 規制の必要性

インターネット異性紹介事業は、現行法によって、児童の利用が認められていないにもかかわらず、児童がこれを利用している実態があり、児童に関係する書き込みをきっかけに、児童に係る犯罪被害が発生している。

また、現行法において、インターネット異性紹介事業を利用して行う児童に係る異性交際の誘引行為のうち、性交等又は対償を伴うものは既に禁止されているが、

*1 面識のない異性との交際（以下「異性交際」という。）を希望する者（以下「異性交際希望者」という。）の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供するウェブサイト

現行法では禁止されていない性交等及び対償を伴わないもの)をきっかけに児童に係る犯罪被害が発生している。

このように、現行法では禁止されていない異性交際の誘引行為に関しても、当該禁止誘引行為に応じ、又は当該禁止誘引行為に影響を受けて同様の誘引行為を行う児童一般に被害を及ぼすおそれがあり、かつ、そのような誘引行為を契機として児童買春等の児童に係る犯罪被害が、既に禁止されている誘引を契機とした被害と同程度発生しているところ、これを禁止する必要がある。

5 法令の名称・関連条項とその内容

現行法第6条及び第16条

6 想定される代替案

特になし

7 規制等の費用

規制の導入に伴って新たな金銭的負担は発生しない。

8 規制等の便益

インターネット異性紹介事業を利用して行う児童に係る異性交際の誘引行為を禁止することにより、当該誘引行為を契機とした児童買春等の児童に係る犯罪被害の発生を抑制することが期待される。

9 政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

インターネット異性紹介事業を利用して行う児童に係る異性交際の誘引行為を禁止することにより、当該誘引行為を契機とした児童買春等の児童に係る犯罪被害の発生を抑制することが期待される。一方、現行法において既に児童のインターネット異性紹介事業の利用は認められていないため、本改正案に係る費用は実質的にないと言える。よって、本改正案の導入は適切であると考えられる。

10 有識者の見解その他の関連事項

平成19年10月から、出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止のための対策を検討することを目的として「出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止研究会」(座長:前田雅英 首都大学東京都市教養学部長)を設置し、幅広く検討が行われ、平成20年1月に報告書「出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止の在り方について」をとりまとめた。

今般の法改正案については、当該報告書の内容を反映したものとなっている。

11 レビューを行う時期又は条件

当該規制は、社会秩序の基本に係る必要最小限の規制であり、見直し条項は置かないものの、社会情勢に応じて必要があると認めるときは所要の措置を講ずるものとする。